

答 申 第 4 号

平成28年12月15日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 島 田 茂

芦屋市個人情報保護条例第40条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成27年1月8日付け芦総課第3456-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

「平成26年9月24日付けで芦屋市長から簡易書留で請求人に送付された決定書
（芦総課第2554号）に判断の根拠として記述されている次の書類の写し。（陳述
人の発言根拠を確認の上での市長の判断と推察する）1 請求人が委員会に提出した
反論書（2，3月）の写し」についてなされた平成26年12月5日付け個人情報不
存在決定処分に対する異議申立てに関する諮問

審査会の結論

当初、所管課を課税課として個人情報不存在決定処分を行ったが、異議申立書において、対象文書は「芦屋市情報公開・個人情報保護審査会が答申第5号（平成26年9月9日付）を作成する際に固定資産評価審査委員会から入手した反論書の写し」であり、所管課は文書法制課であることが確認できた。よって所管課を文書法制課とした上で、再度処分を行うべきである。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年1月8日	諮問書の受理
平成28年4月14日	第1回審議
平成28年6月3日	第2回審議
平成28年8月3日	第3回審議
平成28年11月15日	第4回審議
平成28年12月15日	第5回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	